

【東京校】【大阪校】介護福祉士実務者養成研修（通信課程）学則

第1条（事業者の名称・所在地）

本研修は、次の事業者（以下、当社という。）が実施する。

セントスタッフ株式会社

東京都中央区日本橋 1-7-9 ダヴィンチ日本橋 179ビル 4階

第2条（設置目的）

社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、介護福祉士国家試験の受験資格を得る研修を通じて、介護福祉に関する専門的知識及び技術を修得することで、高齢者化社会における医療・福祉の担い手として活躍し得る人材を輩出し、地域社会に貢献することを目的とする。

第3条（実施課程及び形式）

1. 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下、研修という。）を実施する。
介護福祉士実務者養成研修（通信課程）
2. 研修は通信形式を主体とし、一部スクーリングを含むものとする。

第4条（研修事業の名称）

実務者養成研修事業の名称は次の通りとする。

セントカレッジ 介護福祉士実務者養成研修（通信課程）

第5条（通信養成を行う地域）

通信養成を行う地域は全国とする。

第6条（スクーリング会場）

本研修会場は、次のとおりとする。

東京都中央区日本橋 1-7-9 ダヴィンチ日本橋 179ビル 4階

セントスタッフ株式会社 本社 研修室

大阪府大阪市北区曽根崎新地 1-3-16 京富ビル 7階

セントスタッフ株式会社 大阪支店 研修室

第7条（研修期間）

研修期間は原則6ヶ月間とする。

※有資格者についての受講期間短縮適用については下記受講期間とする。

介護職員初任者研修修了者 2ヶ月以上

訪問介護員研修2級課程修了者 2ヶ月以上

訪問介護員研修1級課程修了者 2ヵ月以上

介護職員基礎研修修了者 1ヶ月以上

第8条 (定員、学級数)

1 学年定員 148 名
学級数 12 学級

【東京】

1 学級の定員 13 名
平成 29 年 9 月 1 日～平成 30 年 2 月 28 日
平成 29 年 10 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日
平成 30 年 7 月 1 日～平成 30 年 12 月 31 日
平成 30 年 8 月 1 日～平成 31 年 1 月 31 日

1 学級の定員 12 名
平成 30 年 1 月 1 日～平成 30 年 6 月 30 日
平成 30 年 3 月 1 日～平成 30 年 8 月 31 日
平成 30 年 4 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日
平成 30 年 5 月 1 日～平成 30 年 10 月 31 日

【大阪】

1 学級の定員 12 名
平成 30 年 4 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日
平成 30 年 7 月 1 日～平成 30 年 12 月 31 日
平成 30 年 9 月 1 日～平成 31 年 2 月 28 日
平成 31 年 1 月 1 日～平成 31 年 6 月 30 日

就業年限 1～6 か月

第9条 (養成課程)

本研修の養成課程は別紙1のとおりとする。

第10条 (学年、学期、休業日)

学年、学期は特に定めないものとする。

第11条 (休業日)

休業日は、次の通りとする。

- (1) スクーリング日以外の土曜日、日曜日、祝日
- (2) 夏季休業 (8月13日～8月15日)
- (3) 年末年始休業

第12条 (入学時期)

入学の時期は随時とする。

(開講期間)

- 1月1日～6月30日
- 3月1日～8月31日
- 4月1日～9月30日
- 5月1日～10月31日
- 7月1日～12月31日
- 8月1日～1月31日
- 9月1日～2月28日
- 10月1日～3月31日

第13条 (受講対象者)

受講の対象は次の条件を満たす者とする。

- (1) 介護福祉士の資格取得を目指している者。
- (2) 心身ともに健全である者。
- (3) 高等学校卒業もしくは同等以上の学力があると認められる者。

第14条 (受講料)

受講料は次のとおりとする。

受講対象者の資格	時間数	受講料
無資格	450時間	170,000円
ホームヘルパー3級	420時間	160,000円
ホームヘルパー2級	320時間	125,000円
介護職員初任者研修	320時間	125,000円
ホームヘルパー1級	95時間	55,000円
介護職員基礎研修	50時間	30,000円
認知症介護実践者研修	420時間	160,000円
喀痰吸引等研修	400時間	150,000円
※テキスト代込、消費税別途		

第15条 (入学手続)

当社指定の申込用紙に必要事項を記載し、その他の必要書類を添付して期日までに提出する。

第16条 (選考方法)

本講座の選考方法は書類選考とし、受講予定者を決定後、本人に通知する。

第 17 条 (履修方法)

本研修は通信課程とし、通信科目の履修方法は下記のとおりとする。

- (1) 学習方法
受講生はテキストに沿って自己学習し、当社の定める期日までに各科目のレポートを提出する。
- (2) 評価方法
各科目のレポートは 60 点以上を合格とし、60 点未満の場合は再提出とする。
- (3) 個別指導
通信課程の学習に際しての質問等は、E-mail および FAX にて受付、担当講師が個別に回答する。

(研修修了の認定方法)

第 18 条 修了の認定は以下の通りとする。

1. 受講料を全額納付し、第 9 条に定めるカリキュラムの全課程を履修し、通信での課題は提出期限を厳守していること。
2. 全課程を修了した時点で、同条 1 の評価と受講態度を総合的に評価し、100 点満点中、A 評価 (90 点以上)・B 評価 (80～89 点)・C 評価 (70～79 点)・D 評価 (70 点 未満) の 4 段階で評価する。認定は、C 以上で評価基準を満たしたものとする。ただし、D 判定の者については再提出とし、合格するまで再提出を行う。
3. 介護課程Ⅲは、全てを受講し、原則として、遅刻・欠席は認めない。科目の最終日に評価を行ない、100 点満点中 70 点以上を合格とする。不合格者は、1 時間の補習、再評価を受ける。ただし、それでも合格できなかった場合は未修了扱いとする。
4. 医療的ケア演習は、全てを受講し、喀痰吸引 3 行為、経管栄養 2 行為に対しそれぞれ 5 回評価を行い、5 回目以降を成功することで合格とする。救急蘇生法は 1 回実施し合格とする。

第 19 条 (遅刻、早退、欠席)

1. 10 分未満の遅刻・早退については、出席扱いとする。
2. 10 分以上の遅刻・早退及び欠席については、補講にて対応する。

第 20 条 (教職員の組織)

研修を実施するにあたり、次の教職員を置く。

- (1) 校長 1 名
- (2) 教員 2 名以上
- (3) 事務職員 1 名以上

第 21 条（退学、休学、復学、卒業）

1. 学生が退学する場合は、所定の退学届を提出するものとする。
2. 学生が休学する場合は、所定の休学届を提出するものとする。尚、休学の期間は、休学日から 1 年以内とする。
3. 学生が復学する場合は、所定の復学届を提出するものとする。尚、復学時のカリキュラム等は、別途事務局と協議のうえ決定する。
4. 学生の卒業は、以下の場合とする。
 - (1) 修了認定を受けた場合
 - (2) 本研修の在籍期間を超えた場合
 - (3) 休学期間を超えた場合

第 22 条（罰則）

受講中に問題行為のあった者は罰することがある。

養成課程と履修免除について

○ 実務者研修については、訪問介護員研修、介護職員基礎研修等のほか、地域の団体等で実施されている研修（「地域研修」という。）であって、一定の内容・質、時間数が担保されているものを修了した場合には、科目単位での履修認定を認めることが可能。

履修免除の対象となる地域研修の要件

- ① 履修認定の対象となる内容の時間数は、履修認定科目の時間数以上であること。
- ② 実務者研修カリキュラムにおける「教育に含むべき事項」が含まれていること。
- ③ 到達目標に到達していることを評価すること。

教育内容	時間数	介護職員 初任者研修	訪問介護員研修			介護職員 基礎研修	その他 全国研修
			1級	2級	3級		
人間の尊厳と自立	5	○	○	○	○	○	
社会の理解Ⅰ	5	○	○	○	○	○	
社会の理解Ⅱ	30		○			○	
介護の基本Ⅰ	10	○	○	○		○	
介護の基本Ⅱ	20		○	○		○	
コミュニケーション技術	20		○			○	
生活支援技術Ⅰ	20	○	○	○	○	○	
生活支援技術Ⅱ	30	○	○	○		○	
介護過程Ⅰ	20	○	○	○		○	
介護過程Ⅱ	25		○			○	
介護過程Ⅲ	46					○	
発達と老化の理解Ⅰ	10		○			○	
発達と老化の理解Ⅱ	20		○			○	
認知症の理解Ⅰ	10	○	○			○	認知症 実践者研修
認知症の理解Ⅱ	20		○			○	認知症 実践者研修
障害の理解Ⅰ	10	○	○			○	
障害の理解Ⅱ	20		○			○	
こころとからだのしくみⅠ	20	○	○	○		○	
こころとからだのしくみⅡ	60		○			○	
医療的ケア	50 (※)						喀痰吸引等 研修
実務者研修 受講時間数	451	320	95	320	420	50	

※「医療的ケア」には50時間とは別に演習を修了する必要があります。

※ ○がついている科目に関して免除となる。

【福岡校】介護福祉士 実務者養成研修（通信課程）学則

第1条（事業者の名称・所在地）

本研修は、次の事業者（以下、当社という。）が実施する。

セントスタッフ株式会社

東京都中央区日本橋 1-7-9 ダヴィンチ日本橋 179 ビル 4階

第2条（設置目的）

社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、介護福祉士国家試験の受験資格を得る研修を通じて、介護福祉に関する専門的知識及び技術を修得することで、高齢者化社会における医療・福祉の担い手として活躍し得る人材を輩出し、地域社会に貢献することを目的とする。

第3条（実施課程及び形式）

1. 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下、研修という。）を実施する。
介護福祉士実務者養成研修（通信課程）
2. 研修は通信形式を主体とし、一部スクーリングを含むものとする。

第4条（研修事業の名称）

実務者養成研修事業の名称は次の通りとする。

セントカレッジ 介護福祉士実務者養成研修 福岡校（通信課程）

福岡県福岡市中央区天神 1丁目 13番 2号 福岡興銀ビル 9F

セントスタッフ株式会社 福岡支店 研修室

第5条（通信養成を行う地域）

通信養成を行う地域は全国とする。

第6条（スクーリング会場）

本研修会場は、次のとおりとする。

福岡県福岡市中央区天神 1丁目 13番 2号 福岡興銀ビル 9F

セントスタッフ株式会社 福岡支店 研修室

第7条（研修期間）

研修期間は原則 6ヶ月間とする。

※有資格者についての受講期間短縮適用については下記受講期間とする。

介護職員初任者研修修了者 2ヶ月以上

訪問介護員研修 2級課程修了者 2ヶ月以上

訪問介護員研修 1級課程修了者 2ヵ月以上

介護職員基礎研修修了者 1ヶ月以上

第8条 (定員、学級数)

1 学年定員 40 名
学級数 4 学級
1 学級の定員 10 名
就業年限 1～6 か月

第9条 (教育内容)

本研修の教育内容は別紙1のとおりとする。

第10条 (学年、学期)

学年、学期は特に定めないものとする。

第11条 (休業日)

休業日は、次の通りとする。

- (1) スクーリング日以外の土曜日、日曜日、祝日
- (2) 夏季休業 (8月13日～8月15日)
- (3) 年末年始休業 (12月28日～1月5日)

第12条 (入学時期)

入学の時期は開講初日からとする。

第13条 (受講対象者)

受講の対象は次の条件を満たす者とする。

- (1) 介護福祉士の資格取得を目指している者。
- (2) 心身ともに健全である者。
- (3) 高等学校卒業もしくは同等以上の学力があると認められる者。
- (4) 第6条に定めるスクーリング会場に通学可能な者。

第14条 (受講料)

受講料は次のとおりとする。

受講対象者の資格	受講料
無資格	170,000 円
ホームヘルパー3級	160,000 円
ホームヘルパー2級	125,000 円
介護職員初任者研修	125,000 円
ホームヘルパー1級	55,000 円

介護職員基礎研修	30,000 円
認知症介護実践者研修	160,000 円
喀痰吸引等研修	150,000 円
※テキスト代込 (11,520 円)、消費税別途	

第 15 条 (受講料の返還)

納入された受講料は原則として返還しない。

第 16 条 (入学手続)

当社指定の申込用紙に必要事項を記載し、その他の必要書類を添付して期日までに提出する。

第 17 条 (選考方法)

本講座の選考方法は書類選考とし、受講予定者を決定後、本人に通知する。

第 18 条 (履修方法及び評価方法)

本研修は通信課程とし、通信科目の履修方法は下記のとおりとする。

(2) 学習方法

受講生はテキストに沿って自己学習し、当社の定める期日までに各科目のレポートを提出する。

(4) 評価方法

各科目のレポートは 60 点以上を合格とし、60 点未満の場合は再提出とする。

介護課程Ⅲは、全てを受講し、原則として、遅刻・欠席は認めない。

ただし、疾病、事故、天候等やむを得ない理由により欠席する場合は、有料で補講を受講しなければならない。

科目の最終日に評価を行ない、100 点満点中 70 点以上を合格とする。(実技テストに対し、A=90 点以上、B=80 点以上、C=70 点以上、D=69 点以下とし、C 以上を合格とする。)

不合格者は、1 時間の補習、再評価を受ける。ただし、それでも合格できなかった場合は未修了扱いとする。

医療的ケア演習は、全てを受講し、原則として、遅刻・欠席は認めない。ただし、疾病、事故、天候等やむを得ない理由により欠席する場合は、有料で補講を受講しなければならない。

喀痰吸引 3 行為、経管栄養 2 行為に対しそれぞれ 5 回以上実施した上で「喀痰吸引等研修実施要綱」(平成 24 年 3 月 30 日社援発 0330 第 43 号)の評価基準に従って評価を行い、5 回目以降を成功することで合格とする。救急蘇生法は 1 回実施し合格とする。

(5) 個別指導

通信課程の学習に際しての質問等は、E-mail 又は FAX にて受付、担当講

師が個別に回答する。

第 19 条（研修修了の認定方法）

修了の認定は以下の通りとする。

1. 受講料を全額納付し、第 9 条に定めるカリキュラムの全課程を履修し、通信での課題は提出期限を厳守していること。
2. 全課程を修了した時点で、前条の評価と受講態度を総合的に評価し、100 点満点中、A 評価（90 点以上）・B 評価（80～89 点）・C 評価（70～79 点）・D 評価（70 点未満）の 4 段階で評価する。認定は、C 以上で評価基準を満たしたものとする。ただし、D 判定の者についてはレポートを再提出とし、合格するまで再提出を行う。
また、受講態度が思わしくなく D 評価となった者については、面接・指導を行なう。

第 20 条（遅刻、早退、欠席）

1. 10 分未満の遅刻・早退については、出席扱いとする。
2. 10 分以上の遅刻・早退及び欠席については、補講にて対応する。

第 21 条（補講について）

補講の取り扱いについては下記の通りとする。

- (1) やむを得ない理由により面接授業の一部を欠席した場合は、欠席したスクーリングについて補講を行うものとする。
- (2) 補講の申し出は事前申し出を原則とする。
- (3) 補講にかかる費用については 1 日につき 5,000 円（税別）を受講者の負担とする。

第 22 条（修了証明書等の発行）

修了を認定された者は、修了証明書を交付する。

第 23 条（修了証明書の再交付）

修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。再発行

については、再交付手数料として 1,000 円（税別）を受講者の負担とする。

第 24 条（教職員の組織）

研修を実施するにあたり、次の教職員を置く。

- (1) 校長 1 名
- (2) 教員 2 名以上
- (3) 事務職員 1 名以上

第 25 条 (退学、休学、復学、卒業)

5. 学生が退学する場合は、所定の退学届を提出し、養成施設長の承認を得なければならない。尚、受講料の返還については第 15 条に定めたものとする。
6. 学生が休学する場合は、所定の休学届と、その理由を明らかにする書類（診断書等）を添えて提出し、養成施設長の承認を得なければならない。
尚、休学の期間は、休学日から 1 年以内とする。
7. 学生が復学する場合は、所定の復学届を養成施設長に提出し、許可を受けなければならない。尚、復学時のカリキュラム等は、別途事務局と協議のうえ決定する。
8. 学生の卒業は、以下の場合とする。
 - (4) 修了認定を受けた場合
 - (5) 本研修の在籍期間を超えた場合
 - (6) 休学期間を超えた場合

第 26 条 (在籍期間)

在籍期間は 2 年を越えることはできない。

第 27 条 (罰則)

受講中に問題行為のあった者は罰することがある。

教育内容と履修免除について

○ 実務者研修については、訪問介護員研修、介護職員基礎研修等のほか、地域の団体等で実施されている研修（「地域研修」という。）であって、一定の内容・質、時間数が担保されているものを修了した場合には、科目単位での履修認定を認めることが可能。

履修免除の対象となる地域研修の要件

- ① 履修認定の対象となる内容の時間数は、履修認定科目の時間数以上であること。
- ② 実務者研修カリキュラムにおける「教育に含むべき事項」が含まれていること。
- ③ 到達目標に到達していることを評価すること。
- ④ 実務者研修における科目単位での修了認定が可能となる地域研修として所管厚生局に届けられていること。

教育内容	時間数	介護職員 初任者研修	訪問介護員研修			介護職員 基礎研修	その他 全国研修
			1 級	2 級	3 級		
人間の尊厳と自立	5	○	○	○	○	○	
社会の理解 I	5	○	○	○	○	○	
社会の理解 II	30		○			○	
介護の基本 I	10	○	○	○		○	
介護の基本 II	20		○	○		○	
コミュニケーション技術	20		○			○	
生活支援技術 I	20	○	○	○	○	○	
生活支援技術 II	30	○	○	○		○	
介護過程 I	20	○	○	○		○	
介護過程 II	25		○			○	
介護過程 III	46					○	
発達と老化の理解 I	10		○			○	
発達と老化の理解 II	20		○			○	
認知症の理解 I	10	○	○			○	認知症 実践者研修
認知症の理解 II	20		○			○	認知症 実践者研修
障害の理解 I	10	○	○			○	
障害の理解 II	20		○			○	
こころとからだのしくみ I	20	○	○	○		○	
こころとからだのしくみ II	60		○			○	
医療的ケア	50 (※)						喀痰吸引等 研修
実務者研修	451	320	95	320	420	50	

受講時間数							
-------	--	--	--	--	--	--	--

※「医療的ケア」には 50 時間とは別に演習を修了する必要があります。

※ ○がついている科目に関して免除となる。

※介護過程Ⅲ（46 時間）に関してはスクールアワー適用する。